**東京都「主張書面（平成30.11.1）」について**　　 2018.11.5 築地市場営業権組合

　東京都の「主張書面（平成30.11.1）」に対して、以下、反論する。

一．主張書面「第１　営業権の主張について」について

1. 江頭説は独自の見解に過ぎない

債権者は、江頭憲治郎『株式会社法』からの引用を根拠として「のれんは法的権利としては認められない」旨、主張するが、学説は多数・多様であるから、江頭氏の見解が通説であることを証明しない限り、何の効力も持たない。

　「営業権は許認可又はのれんに基づく財産権である」ことは通説であるから、江頭氏の見解は、通説に反した氏独自の見解に過ぎない。

2. 債権者は東京高裁（平成３年７月30日）判決を全く理解していない

　 東京高裁（平成３年７月30日）判決は、「**市場移転に伴って設備・備品等に生じた損失について損失補償が必要であること**」を判示したものであり、本件に即していえば、「**債務者が提出している損失補償を都が支払わなければならない**」ことを示した判決である（資料①参照）。債権者は、この判決趣旨を全く理解していない。

　 ちなみに、債権者は、去る10月30日まで同判決を全く知らず、同日に債務者所有のものをコピーさせてもらったのであるが、そのわずか二日後に本主張書面を提出しており、入手から書面提出までの期間から判断して、同判決を熟読したとはとうてい思われない。主張内容を見ても、先述のように、理解不足・誤解は明らかである。

そもそも、同判決を入手するうえでお世話になった者に対して主張するのであるから、債務者（資料提供者）に対する礼儀を尽くしたうえで、かつ同判決を熟読したうえで主張すべきは当然であるが、その姿勢が債権者には全く欠けている。

司法のプロが司法のアマから本件に関する最重要判決を提供してもらったのだから、なおさら、この点、心して努力を重ね、プロとしての矜持を示していただきたい。

3. 10月11日～17日の間の営業が「のれん」を証明済み

　　債務者らは、債権者が主張する「10月11日改正条例施行」後も、10月11日～17日の間（11,12,13,15,16日）に、築地市場に入場して、各自の店舗で営業するとともに、市民に参加いただいて、買物ツアーを実施した。その間、債権者は、「店主が一人でもいること」を条件として買物ツアーの実施を認めてきた。

　　債権者の「のれんは法的権利でない」との主張に基づけば、買物ツアーの実施を認めてきたことは、「法的根拠のない行為」、「違法行為」を認めてきたことになり、したがって、債権者の行為もまた違法行為となる。

債権者が、10月11日以降、違法行為を犯したことを認めたくなければ、「のれん」が法的権利であることを認めなければならないことは明らかである。

二　主張書面「第２ 『築地市場は閉場していない』との主張について」について

1. 「位置の変更」で「築地市場」が「豊洲市場」に変わるはずはない

　債権者は、「築地市場→豊洲市場」に関し、その法的根拠を「東京都中央卸売市場条例」（法的根拠は卸売市場法第９条第２項）の改正（本年10月11日施行）に求めている。

卸売市場法第11条は、同法９条に掲げる業務規程の事項を変更するときは、農水大臣の認可が必要である旨定めており、都は、農水大臣への認可申請（本年８月１日）を経て、９月10日に認可を得、それに基づき、改正条例を10月11日に施行したのである。ちなみに、「築地市場→豊洲市場」に際して行なわれた「業務規程の変更」の内容は「位置及び面積の変更」である。

**以上の経緯は、実に不可解である。**「業務規程（位置）の変更」[[1]](#footnote-1)は「**築地市場**の業務規程」について行なわれたのであるから、「位置の変更」がなされたところで、「築地市場」が「豊洲市場」に変わるわけはない。**「築地市場at築地」が「築地市場at豊洲」に変わるだけ**である。

「明治乳業」の「位置の変更」によって「森永乳業」に変わるわけはない。「明治大学」の「位置の変更」によって「法政大学」に変わるわけはない。「築地市場」だけが、「位置の変更」によって「豊洲市場」に変わることなどあり得ない。

2. 「業務規程の変更」は卸売市場法第14条適用を回避するためのトリック

　１で述べたことは、通常の論理的思考力のある人であれば、容易に理解し、納得し得ることである。

　東京都及び農水省が、これほど見え透いたトリックを用いた理由は、結論から言えば、**卸売市場法第14条の適用を回避**することにある。

　卸売市場法第14条は、「農水大臣は、一般消費者及び関連事業者の利益が害されるおそれがない時でなければ、中央卸売市場法の『廃止の認可』をしてはならない」旨、規定している。

　日本最大、世界でも有数の市場である築地市場を「一般消費者及び関連事業者の利益が害される」ことなく廃止することは、明らかに不可能である。

　そのため、第14条適用を回避するトリックとして用いられたのが、第11条「業務規程の変更」なのである。

3.「築地市場は中央卸売市場の一部」は「業務規程の変更」適用のためのゴマカシ手法

　築地市場の豊洲移転に第14条「廃止の認可」が適用されることを回避し、第11条「位置の変更」で済ませることを正当化する手法として用いられたのが、**「築地市場は中央卸売市場の一部」というゴマカシ手法**である。

すなわち、東京都には、「中央卸売市場」という名前の付いた市場は計11あり、それぞれ「中央卸売市場○○市場」などと名付けられているが、築地市場もそのうちの一つに過ぎないから、その廃止（ゴマカシ名では「廃場」）は、第14条による「中央卸売市場の廃止」ではなく、第11条による「位置の変更」で可能とするゴマカシである。[[2]](#footnote-2)

　このようなゴマカシがまかり通るならば、それに起因して、次の①～③のような、明らかに不可解で不当な結果を招くことになる。

①東京都にある「中央卸売市場〇〇市場」は、すべて「位置の変更」によって廃止（ゴ

マカシ名では「廃場」）できることになり、そのすべてに卸売市場法第14条の適用

がなされないことになる。

　②「中央卸売市場〇〇市場」が複数存在する都道府県のすべてにおいて、第14条の適

用がなされなくなる。[[3]](#footnote-3)

　③市場規模についての規定が全く存在しないため、中央卸売市場全体の95％のシェアを占める大規模市場も、もう一つ5％シェアの小規模市場が存在すれば、その廃止（ゴマカシ名「廃場」）の際に第14条が適用されないことになる。[[4]](#footnote-4)

以上の①～③は、「中央卸売市場」が公益的機能を持つ公共財産である[[5]](#footnote-5)ことに基づいて、その廃止にあたって「関連事業者及び一般消費者の利益」を保護する規定（第14条）を設けている卸売市場法の趣旨に明らかに反している。

ということは、①～③の結果を招く原因である「築地市場は中央卸売市場の一部だから、第14条が適用されない」との見解が、そもそも卸売市場法に反することを意味している。

以上のことから、築地市場の廃止（廃場）に第11条「位置の変更」を適用することが違法であることは明らかである。

したがって、**築地市場の廃止（廃場）には第14条「廃止の認可」が必要であり、また、豊洲市場の開設には第８条「開設の認可」が必要**である。[[6]](#footnote-6)

4. 築地市場は改築できなくなっただけ

本年9月10日、農水省「食料・農業・農村政策審議会」に諮問され、決定された「中央卸売市場整備計画の変更」では、「東京都中央卸売市場築地市場」は、「現行」では「必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場」に含まれているの対し、「変更」後は、そこから削除されているだけである（資料②参照）。

　この「中央卸売市場整備計画の変更」は、次の①～③を意味している。

　①「中央卸売市場整備計画の変更」という農水省公式文書に「東京都中央卸売市場築

地市場」として明記されているから、築地市場は「中央卸売市場」に他ならない。

②したがって、築地市場は、卸売市場法第14条「廃止の認可」がない限り、廃止

できない。

　③「中央卸売市場整備計画の変更」によって築地市場に加えられた変更は、「改築

　 できる市場」から「改築できない市場」への変更だけである。

　ちなみに、原龍之助『公物営造物法[新版]』（473頁,資料③)には、「公共施設の廃止にあたっては、従来の利用者（受益者）が『法律上保護される利益』の侵害として、その廃止処分の取消しを求める訴えの利益を有する」旨、記されている。

また、公共用地補償研究会編著『公共補償基準要綱の解説』（16頁,資料④）には、「大規模な公共事業は、地域の経済・社会構造に著しい影響を与えるので、国、地方公共団体等が、要綱や基準に基づく補償とは別個に、地元に対する総合的配慮のもとに何らかの措置を講じる必要がある」旨、指摘した公共用地審議会の答申が掲載されている。

築地市場の83年もの歴史、及びその規模に鑑みれば、その廃止にあたっては、これらの賢明、かつ、きわめて真っ当な識者の指摘・見解を尊重したうえであたるべきは、当然のことである。

にもかかわらず、賢明、かつ真っ当な指摘・見解を無視するばかりか、公共機関として最低限行なうべき、国の定めた要綱[[7]](#footnote-7)に基づく補償すら全く支払わないまま強行されている本件事業が違法事業であることは、火を見るよりも明らかである。[[8]](#footnote-8)

三. 東京都への公開質問状及び警告

　以上を踏まえ、東京都に対し、公開質問状（別紙）を提出する。

公開質問状に誠実に回答[[9]](#footnote-9)できない限り、都は、「築地市場の解体」なる違法事業を一刻も早く中止し、築地市場を原状回復しなければならない。

さもなければ、都の役人の中から威力業務妨害罪に基づく逮捕者が続出するであろうことを、ここに警告する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

1. 「面積の変更」が「築地市場」から「豊洲市場」への変更の根拠になるはずがないので、以下、「業務規程の変更」のうち「面積の変更」について言及を要しないことは明らかである。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 都が、築地市場の「廃止」ではなく「廃場」と呼んでいるのも、このゴマカシに気づかれにくくするための、意図的な行為である。 [↑](#footnote-ref-2)
3. いくつであろうと複数であれば同様になることは明らかである。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 築地市場が、そのような大規模市場にあたることは論を待たない。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 中央卸売市場は、生産者側に立つ卸売業者と消費者側に立つ仲卸業者が「せり」をつうじて完全競争を実現するという公益的機能を持つ。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 債権者は、「築地→豊洲」に関し、第11条を適用する根拠として、質問主意書への政府答弁書をあげているが、政府答弁書が根拠たり得ないことは、「昭恵は私人である」等々の多くの政府答弁書事例から明らかである。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』及び『公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱』の二種があり、各都道府県は、二種の要綱に基づいて基準を定めることとされているが、東京都は後者の要綱に基づく基準はいまだに定めていない。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 要綱に基づく補償を支払わないことは、いうまでもなく憲法29条違反であるが、都は、さらに威力業務妨害罪を犯している。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 「誠実な回答」の条件については、公開質問状に記す。　 [↑](#footnote-ref-9)